

徳本貴久局長	<p>御起立願います。礼。御着席ください。</p> <p>総会の開会に先立ちまして、先の人事異動に伴い、事務局職員に異動がございましたので、御報告いたします。</p> <p>まず、8月31日付けで、当局の渡部潤主任が退職されました。</p> <p>それに伴いまして、転入になった職員を御報告いたします。</p> <p>障がい福祉課から大政敏夫会計年度任用職員が総務・農政班に配属されております。</p>
大政敏夫職員	<p>おはようございます。会計年度任用職員の大政敏夫と申します。</p> <p>10月1日付けで障がい福祉課からこちらの方でお世話になることになりました。</p> <p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
徳本貴久局長	<p>御報告は以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>ただ今より第213回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立をいたしておりますことを御報告をいたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、浮穴地区の阿部委員と生石地区の秀野委員のお二人にお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第11号の11件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議案といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第1号を御報告いたします。</p> <p>1番、本件は、高松税務署の公売に参加するための申請であります。</p> <p>本件申請地は市街化区域内に位置するため、転用届出に準じた審査を行い専決処理させていただいたものです。</p> <p>申請者は、露天駐車場への転用目的で公売に参加するものです。</p> <p>なお、入札期日の関係から、地元委員の副申書を添付して、専決処理させて</p>

西山昌宏副主幹

いただきましたので、御報告いたします。

また、申請者が最高価買受人となった場合には、改めて5条届出が提出されますが、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていないと認められた場合には、直ちに受理通知書を交付させていただきます。その場合には、直近の農業委員会総会にて5条届出専決処理報告をさせていただきます。

続きまして、議案第2号と議案第3号を御報告いたします。

令和3年8月26日から令和3年9月25日までに専決処理した案件は4条届出が8件、5条届出が23件で届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案第4号を御報告いたします。

1番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

2番、本件は、強化促進法により平成30年7月1日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が農地を売却するとしております。離作補償は無いとしております。

3番、本件は、農地法により設定された賃借権でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、松山市の畑地帯総合整備事業の実施区域に含まれ、事業完了後は新たな担い手により耕作されることとなっております。

離作補償は無いとしております。

4番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、一部を松山市が買収し、残地は賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

5番、本件は、残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃借人が自作地として耕作するとしております。

離作補償は無いとしております。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>議案第1号～4号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、議案第5号の御説明をいたします。お手元にお配りしている審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。</p> <p>1番、2番は借受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。</p> <p>譲受人は、農地約53アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、1番の申請地を賃借し、併せて2番の申請地を使用賃借し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約47アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、耕作地に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>4番、譲受人は、農地約150アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>5番、譲受人は、学校法人でございます。</p> <p>この度、園児の食育活動の一環として耕作便利な申請地を譲り受け、季節野菜の栽培を行うものでございます。</p> <p>なお、本案件は、許可にあたり、不許可の例外規定が適用される案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>6番、譲受人は、農地約95アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地の持分を譲り受け、父親と農業経営に精進するものです。</p> <p>7番、譲受人は、農地約69アールを耕作する農家でございます。</p> <p>この度、申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>8番、譲受人は、農地約37アールを耕作する農家でございます。</p>

西山昌宏副主幹	<p>この度、自宅に近く耕作便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明は終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>不許可の例外となる案件が1件で、5番は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いいたします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の学校法人でございます。</p> <p>今般、法人が運営する幼稚園に隣接する農地を購入し、食育活動の一環として、季節野菜の栽培を行うということでございます。</p> <p>子どもたちの安全面にも十分配慮しながら農作業をするということでございます。</p> <p>本件譲受人は学校法人であり、不許可の例外規定に該当することから了承をいたしました。</p> <p>本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をいたします。</p>

船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約110アールを耕作する農業者であります。</p> <p>この度、近隣住民の要望により、本申請地を9台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約13アールを耕作する農業者であります。</p> <p>この度、近隣住民及び近隣の会社に通勤している方々からの要望により、本申請地を9台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件申請人は、市内八反地に居住しております。</p> <p>この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所和気支所よりおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件申請人は、今治市に居住しております。</p> <p>この度、新たな収入の確保を図るため、日当り良好な本申請地へ太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、松山市役所和気支所よりおおむね300メートル以内に位置することから第3種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上、事務局からの説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p>

寺井克之会長	<p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、土木工事・解体工事業を主な業務とする法人であります。</p> <p>昨年までは工事現場が継続してあったため、大型重機などを現場から現場へ移動させていましたが、工事現場の減少により、大型重機を既存の置場に移動させるため、道幅等を検討していたところ、道路幅員が狭く曲道が多いため牽引車での移動が困難であることから、今般、営業所に近く、県道からの出入りが容易な本申請地を取得し、露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本件申請地は令和3年6月頃より農地法の許可を得ず、所有者自らが砂利の搬入を行っていたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんする区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>また、本件の申請公募面積は552平方メートルではありますが、実測面積が1,280.23平方メートルなり、1,000平方メートル以上の案件となりますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>2番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>近隣住民からの要望並びに需要も見込まれることから、この度、本申請地を取得し、7台分の貸露天駐車場を開設したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>4番、本件受人は、住宅リフォーム、建設仮設資材の展示販売及びレンタル業を主な業務とする個人事業主です。</p>

この度、既存の露天資材置場・露天駐車場を、今年度末に返還しなければならなくなつたことから、新たに本申請地を取得し、土木資材・庭石及び仮設店舗・仮設事務所などの展示スペースや従業員の通勤車両、事業用の運搬車両を置く、露天駐車場及び露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、幼稚園の運営している学校法人でございます。

既存の園舎の老朽化に伴い、働き方の多様化による保育に関する様々なニーズに対応するため、既存の敷地と一体で幼保連携型認定子ども園を設置したいと申請に及んだものであります。

都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

6 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

7 番、本件受人は、脳神経外科の診療を主に行う医療法人であります。

現在、入院患者のお見舞い等の来客や来院患者の増加により既存の駐車場が手狭で何かと支障をきたしていることから、既存の職員用の露天駐車場部分を来客や来院患者用の駐車場として確保し、本申請地を新たに職員用の露天駐車場として利用したく申請に及んだものです。

本申請地の農地区分は、自動車専用道路の出入り口からおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。

8 番、本件受人は、土木工事業を主な業務とする法人でございます。

近年、災害による復旧工事や土木工事等の受注が増え、既存の露天資材置場が手狭で業務に支障をきたしていたところ、賃借している露天資材置場・露天駐車場を、地主の都合により返還しなければならなくなつたことから、今般、本申請地を取得し、砕石・砂・真砂土、バックホー等の資材及び、事業用の 4 トンダンプ、ホイー

<p>船草康司副主幹</p>	<p>ルローダー等の車両を置く、露天駐車場、露天資材置場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p> <p>9 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>10 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適していることから、甲種農地と判断されます。</p> <p>甲種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>11 番、本件受人は、土木工事業、売電業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>この度、売電事業の拡張のため、日当たりの良い本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は松山市役所和気支所よりおおむね 300 メートル以内に位置することから第 3 種農地と判断されます。</p> <p>12 番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>事業の拡張に伴い、既存の資材置場が手狭で何かと業務に支障をきたしていることから、この度、既存に資材置場に近接する本申請地を取得し、足場材等の資材及び 4 トンユニック車、従業員用車両などの露天資材置場、露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね 10 ヘクタール未満の農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>また、申請面積が 1,000 平方メートル以上の案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。</p>
----------------	---



船草康司副主幹	<p>13番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>1番は、実測面積が1,000平方メートルを超える案件で、所在地が伊台地区ですので、清水委員から説明をお願いします。</p>
清水憲治委員	<p>それでは、御説明をいたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、松山市を中心に土木工事や解体工事を主に行っている会社です。昨年までは、工事現場が継続してあったため、重機等を現場から現場へ移動させておりましたが、工事現場の減少により、大型重機を既存の車両置場へ帰す段取りを行っていたところ、既存の置場は道幅が狭く、曲道が多いため、牽引車で搬入が困難なことから、既存の営業所に近く、管理のしやすい本申請地を取得し、露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。</p> <p>隣接農地への被害防除もきちんとされるとの事ですので、地元としては了承した訳でございますが、なお、本会での御審議をよろしくをお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>続きまして、4番は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が浮穴地区ですので、阿部委員から説明をお願いいたします。</p>
阿部和孝委員	<p>はい、5条1,000平方メートル以上の案件について、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、建物リフォーム・賃</p>

阿部和孝委員	<p>貸業を行う個人事業主ではありますが、現在、賃借している資材置場を本年中に返還しなければならぬため、代替地を探していたところ、本申請地について所有者との話がまとまったことから、本申請に及んだものであります。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、5番は、1,000平方メートルを超える案件で、所在地が久谷地区です。平岡委員から説明をお願いいたします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>本件譲受人は、久谷地区の学校法人であります。</p> <p>近年の入園希望者の増加や保育に対する様々なニーズに対応するため、既存の認定こども園を取り壊し、幼保連携型こども園を新設しようとして申請に及んだものでございます。</p> <p>被害防除もきちんとされるとの事でございますので、地元としては了承をした訳でございます。</p> <p>本会において、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、8番は1,000平方メートルを超える案件で、所在地が生石地区ですので、秀野委員から説明をお願いいたします。</p>
秀野隆昭委員	<p>それでは説明させていただきます。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、本件譲受人は、西垣生町に事業所を構える土木工事業を主として行っている会社でございます。</p> <p>近年、災害復旧工事や土木工事の受注が増え、既存の露天駐車場及び資材置場が手狭になり、何かと業務に支障をきたしている中で、借地している資材置場を地主に返却をしなければならなくなりまして、早急に代替地を確保する必要があるとの</p>

秀野隆昭委員	<p>ことから、本申請地を取得し、露天駐車場及び露天の資材置場として利用したいとのことでございます。</p> <p>隣接農地への被害防除はきちんとする、あるいは、進入路の清掃等もきちんとするとの事でございます。地元としては了承した訳でございますが、なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして12番は1,000平方メートルを超える案件で、所在地が和気地区ですので、渡部委員から説明をお願いいたします。</p>
渡部泰明委員	<p>はい、渡部です。</p> <p>12ページ12番、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、建設業を営む法人であります。事業拡大に伴い、現在の資材置場が狭く、鋼製の足場等が主な資材でありますけれども、3段程度に積み重ねて対応しております。</p> <p>作業の危険性を考え、早急に新たな資材置場を確保したいと考えていたところ、本申請地を譲渡してもよいとの話があったことから、本申請に及んだものであります。</p> <p>転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承をいたしました。</p> <p>なお、当該地が松山市立北中学校のちょうど正門前でございます。</p> <p>そして、その隣接道路は、北中学校及び和気小学校の通学路に隣接をしております。交通事故には十分配慮するよう業者の方にも申し付けております。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p>

<p>寺井克之会長</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、10番と13番は、優良農地の案件であるため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「令和3年度第7号農用地利用集積計画」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>はい、説明に入ります前に議案の訂正がございますのでお知らせします。</p> <p>議案第8号の13ページです。</p> <p>番号6番、一番下になります。</p> <p>この譲渡人の方が9月30日に亡くなられており、この案件は取り消しになりましたので、二重線を引いておいてください。</p> <p>あと、表紙の裏、目次の番号8番の件数が31件から30件、田の筆数を28から26件、面積を2万6,985から2万3,070に直してください。</p> <p>一番右の計の筆数を79件から77件、面積を56,909平方メートルに直してください。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件30件の内、使用貸借権の設定は25筆、賃借権の設定は1筆、所有権移転が51筆で、設定総面積は、5万6,909平方メートルとなります。</p> <p>その内訳は、新規が9筆、更新が11筆、転借が6筆、売買が42筆、贈与が9筆となっています。</p> <p>では、番号5番の譲受人は、約110アールを耕作する農業法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号9の譲受人は、約141アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号12番の譲受人は、約35アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p>

住田 英俊 主幹	<p>番号 13 の譲受人は、約 39 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 14 の譲受人は、約 188 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 15 の譲受人は、約 85 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 16 と番号 26、番号 27 の譲受人は、約 62 アールを耕作する農業者で水田と畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 17、番号 21、番号 30 の譲受人は、約 106 アールを耕作する農業者で畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 18 の譲受人は、約 79 アールを耕作する農業者で、畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 19、番号 20、番号 22 と番号 29 の譲受人は、約 180 アールを耕作する農業者で畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 23、番号 24、番号 25、番号 28 の譲受人は、約 64 アールを耕作する農業者で畑を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 31 の譲受人は、約 99 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、令和 3 年 10 月 15 日となっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
寺井 克之 会長	<p>議案第 8 号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井 克之 会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」についてを議題</p>

寺井克之会長	<p>といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は10件で、これらの農地につきましては、すべて適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>議案第9号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
西山昌宏副主幹	<p>それでは、御報告いたします。</p> <p>令和3年8月26日～から9月25日までに専決処理した案件は36件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行</p>

西山昌宏副主幹	<p>い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第 10 号につきまして、説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 11 号、「松山農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本件は、申出者より農業振興地域の整備に関する法律で定める農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当該法律の規定に基づき、所管課である松山市産業経済部農水振興課から農業委員会の意見を求めてきたものでございます。</p> <p>本件申出者は、現在、夫婦で借家住まいをしておりますが、今後の生活設計を考えたところ、現居宅では手狭で何かと生活に支障をきたすことから、この度、分家住宅を建築するため、申出地の農用地区域除外申出をしているものでございます。</p> <p>なお、除外された場合の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当すると判断されます。</p> <p>また、手続きが進み、農業振興地域の整備に関する法律第 11 条で定める公告がなされた時点で、分家住宅建築目的の農地転用許可申請が提出され、改めて農地法に基づく審査がなされることとなります。</p> <p>以上、本件について農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

寺井克之会長	<p>議案第 11 号につきまして、説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案 11 件の審議は、全て終了いたしました。 次に、事務局から連絡事項などあれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>次回の総会の日程ですが、来月の第 214 回総会は、11 月 10 日の 水曜日、午前 10 時 30 分からこちらの会議室で開催する予定です。 よろしく申し上げます。 連絡は以上です。</p>
寺井克之会長	<p>以上をもちまして、本日の第 213 回総会を閉会します。</p>
徳本貴久局長	<p>御起立願います。礼。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前 11 時 05 分閉会</p>